



保 発 0 3 3 1 第 9 号
平 成 2 6 年 3 月 3 1 日

地 方 厚 生 (支) 局 長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「治療用装具の療養費支給基準について」の一部改正について

治療用装具の療養費支給基準については、昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)の改正が、平成 26 年 4 月 1 日より適用されることから、「治療用装具の療養費支給基準について」(昭和 36 年 7 月 24 日付保発第 54 号通知)の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1を次のように改める。

療養費として支給する額については、障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 23 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 104.8 に相当する額を基準として算定する。

○治療用装具の療養費支給基準について 新旧対照表

新	旧
治療用装具の療養費支給基準について 1. 療養費として支給する額については、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第<u>23</u>項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の<u>104.8</u>に相当する額を基準として算定する。 2. (略)	治療用装具の療養費支給基準について 1. 療養費として支給する額については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第<u>19</u>項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の<u>103</u>に相当する額を基準として算定する。 2. (略)